

様式第


設置完了から 30 日、
又は交付決定のあつた日の年度の末日の
いずれか早い日まで
に提出してください。

記入例

平成 31 年 7 月 20 日

三島市長

新築や引っ越し先に
つけた場合は、新しい
住所に住民票を移し
てから新住所を記入
してください。

住 所 三島市北田町 4 - 4 7
(所在地)
氏 名 三島 太郎 
(代表者名)

申請書と同じ印鑑を
押してください。

補助事業完了報告書

※平成 31 年 4 月 5 日付け三島市指令第〇〇〇号に係る事業が次のとおり完了した
ので報告します。

補助事業に係るすべての手続きが
完了した日

※電力需給開始予定日 (光)

設置工事完了日 (その他設備)

又は、工事代金支払日のいずれか遅い日

(領収書日付)

記

「補助金等交付決定通
知書」に書かれた日付・
番号・金額を記入して
ください

平成 31 年 7 月 10 日

別紙のとおり

(領収書 (写)、完成写真、電力受給契約書 (太陽光の場合)、
機器の品質保証書類 (その他の機器の場合)、付近見取図、
設置場所が確認できる図面、住民票、支出負担行為書 (請
求書) その他必要とする書類)

3 補助金等の交付申請書と相違した場合は、その理由

4 交付決定を受けた額 40,000円

5 その他 (口座番号) 〇〇銀行 △△支店 普通 0123456 ミシマタロウ

記入不要

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査(検収)担当者氏名

印

審査結果の意見

通知書見本

第2号（第6条関係）

三島市指令第 〇〇〇号

報告書に記入する番号で

補助金等交付決定通知書

それぞれ、完了報告書の平成〇〇年〇月〇日付け三島指令第〇〇〇号の箇所に記入してください

住 所 三島市北田町4-47

氏 名 三島 太郎

平成31年 4月 3日付けで申請のあった三島市スマートハウス設備導入費補助金については、三島市補助金等交付規則第6条の規定により下記条件を付して交付する。

平成31年 4月 5日

報告書に記入する日付で

三島市長 豊岡 武士

1	補助金額	40,000円	報告書に記入する金
2	使途又は目的	太陽光エネルギーの利用促進のため	
3	条件及び指示	<p>(交付規則に定める条件及び主管部課の指示事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金等は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。 2 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市の承認を受けること。 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。 4 市長は補助事業が適正に行われているかどうかを知るために必要があると認めるときは、報告を徴収し、関係帳簿書類その他必要な物件を調査できるものとし、決定通知を受けたものはこれに協力しなければならない。 5 補助金の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産は、その法定耐用年数の期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 6 完了報告は、設置完了後30日以内又は平成32年3月31日の早いほうの日までに速やかに提出すること。 7 設置完了後、発電量等の必要なデータの提供を求めることがあります。 8 太陽光発電パネルの設置にあたっては、反射光が近隣住民の迷惑にならないように十分に配慮すること。 9 完了報告書の提出時に、別紙「平成29年度 スマートハウス設備導入費補助金アンケート」を併せて提出すること。 	
4	備 考		